

INFORMATION 暮らしの情報

- 佐渡市役所
- 本 庁 (千種232) Tel.63-3111
 - 両 津 支 所 (両津湊198) Tel.27-2111
 - 相 川 支 所 (相川塩屋町26) Tel.74-3111
 - 佐和田支所 (河原田本町394) Tel.57-2111
 - 新 穂 支 所 (新穂瓜生屋490) Tel.22-3111
 - 畑 野 支 所 (畑野甲533) Tel.66-3111
 - 真 野 支 所 (真野新町489) Tel.55-3111
 - 小 木 支 所 (小木町1940-1) Tel.86-3111
 - 羽 茂 支 所 (羽茂本郷550) Tel.88-3111
 - 赤 泊 支 所 (徳和2376-3) Tel.87-3111

佐渡市ホームページ
http://www.city.sado.niigata.jp

福祉健康

紙おむつ用ごみ袋の交付対象者を拡大します

今年10月から事業を開始しました「紙おむつ用ごみ袋交付事業」について、乳幼児のお子さまをもつご家庭のさらなる支援を図るため、緊急交付をします。対象となる家庭の保護者の方は、来年1月5日(月)から1月30日(金)までの間に本庁社会福祉課子育て支援室または各支所市民課窓口において手続きをお願いします。なお、ごみ袋はその場で交付します。

・対象となる子どもの年齢 平成19年4月1日から平成20年9月30日の間に出生した乳幼児(平成20年10月1日現在佐渡市に住所を有する方に限ります)

・交付対象者 前記年齢区分に該当す

紙おむつ用ごみ袋の交付希望される方へ

交付枚数	出生年月	交付枚数	出生年月
110	平成20年 1月	20	平成19年 4月
120	2月	30	5月
130	3月	40	6月
140	4月	50	7月
150	5月	60	8月
160	6月	70	9月
170	7月	80	10月
180	8月	90	11月
190	9月	100	12月

・申請手続き 紙おむつ用ごみ袋の交付を希望される方は、本庁社会福祉課子育て支援室または最寄りの支所市民課窓口で「紙おむつ用ごみ袋交付申請書」に必要事項を記

建物を取り壊した時には届出を!

固定資産税は、毎年1月1日現在において土地・家屋・償却資産を所有している人に課せられます。

家屋については、平成20年12月末までに建物を取り壊した場合、平成21年度分より固定資産税の課税対象とはなりません。また、一部取り壊しの場合でも、その床面積分は課税対象から差し引かれます。

届出がない場合には課税されることがありますので、1月末までに連絡くださるようご協力をお願いします。

お問い合わせ
市役所 税務課 (固定資産税係)
☎63-5110
または各支所 市民課 (税務担当)

お知らせ

所得税・市民税にかかる要件 確認者のおむつ代(医療費 控除)について(お知らせ)

寝たきり(疾病により、おおむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている)の方のおむつ代は、所得税・市民税の医療費控除の対象となります。

確定申告の際に医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を

有料広告

秘密厳守 借入金の返済でお悩みの方、一日も早い生活の立て直しをしませんか!

司法書士が債務整理を受任すると、金融機関からの請求はストップします。

(債務整理後の返済は、原則無利息での返済となります。)

※ただいま、お電話での無料相談も行っています。

お問い合わせ **55-2299** 金子司法書士事務所
メールアドレス s-kaneko@io.ocn.ne.jp
ホームページアドレス http://www14.ocn.ne.jp/~kanekos/